

# 中国の独占禁止法

森 啓太

## はじめに

中華人民共和国の独占禁止法である「中華人民共和国反独占法」(以下「反独占法」という)は、二〇〇七年八月三〇日に採択・公布され、二〇〇八年八月一日より施行されている。「反独占法」は、独占合意、市場支配地位の濫用及び経営者集中について規制するほか、行政権力の濫用による競争の排除又は制限をも規制対象に含めている。独占禁止に関する法律の起草作業は、既に一九九〇年代の初めから開始されていたが、当時の経済発展の状況及び市場競争の状況においては差し迫った必要がないといった理由から制定には至らなかった。その後十年余りの間に、中国

●●●●●

の経済が急速に発展を続け、市場競争の状況が大きく変化する、経済のグローバル化が進むにつれて、「反独占法」を制定する必要性が高まり、このような状況を受けて、「反独占法(審査送付稿)」が二〇〇四年七月に国務院に対して送付され、二〇〇五年年初から国務院法制局において審査・修正作業及び「反独占法(草案)」の作成が行われ、二〇〇六年六月七日に国務院常務会議において草案が採択され、全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代常委会」という)に提出された。その後、全人代常委会における三回の審議を経て、「反独占法」が採択・公布されるに至った。

「反独占法」が制定されるまでは、「中華人民共和国反不正競争法」(以下「反不正競争法」という)、「中華人民共

和国価格法<sup>4</sup>（以下「価格法」という）、中華人民共和国入札募集・入札法<sup>5</sup>（以下「入札法」という）、外国投資家による国内企業への買収に関する規定<sup>6</sup>（以下「外国投資家買収規定」という）等の法令において、独占禁止に関する規制が部分的に存在するに過ぎない状況であった。

現在も「反不正競争法」、「価格法」、「入札法」等の法令には、より広い意味での独占禁止に関する規制があるが、ここでは取り上げないこととし、本稿では、「反独占法」の概要を関連法令の内容とともに紹介する。

## 一 「反独占法」の概要

「反独占法」は、全八章五七条からなる。その章立ては、「第一章 総則」、「第二章 独占合意」、「第三章 市場支配地位の濫用」、「第四章 経営者集中」、「第五章 行政権力の濫用による競争の排除又は制限」、「第六章 独占の嫌疑にかかわる行為に対する調査」、「第七章 法的責任」及び「第八章 附則」である。

### （一）「反独占法」の規制対象

「反独占法」は、独占行為及び行政権力の濫用による競争の排除又は制限を規制対象とする。<sup>8</sup>

このうち、独占行為には、<sup>9</sup>①経営者による独占合意の達

成、<sup>2</sup>②経営者による市場支配地位の濫用及び<sup>3</sup>③競争を排除し、又は制限するおそれのある経営者集中の三つの類型が含まれる。<sup>10</sup>独占合意には、価格カルテル、数量カルテル、再販売価格維持等<sup>11</sup>の行為が含まれ、市場支配地位の濫用には、市場支配地位を濫用して、不当販売、取引拒絶、抱き合わせ販売等を行うことが含まれ、経営者集中には、競争を排除又は制限する効果を有し、又は有するおそれがある合併、買収等<sup>13</sup>が含まれる。

「反独占法」は、行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除し、又は制限することを禁止しており、<sup>14</sup>上記のとおり独立の章を設けている。

### （二）地理的適用範囲

「反独占法」は、中国国内の経済活動における独占行為のみならず、中国国外の独占行為であって、中国国内の市場競争に対し排除又は制限的影響を生ずるものにも適用される。<sup>15</sup>

### （三）関係政府機関

「反独占法」の運営にかかわる政府機関には、反独占委員会及び国务院反独占法律執行機構がある。<sup>16</sup>

#### ア 反独占委員会

反独占委員会は、独占禁止に関する業務の組織、調整・統括及び指導に責任を負う機関であり、その職責には、①関係する競争政策の研究・立案、②市場の総体的競争状況の調査又は評価の組織、評価報告の発布、③反独占ガイドラインの制定及び発布、④反独占行政法律執行業務の調整・統括、⑤国務院所定のその他の職責が含まれる。

#### イ 国務院反独占法律執行機構

これに対し、国務院反独占法律執行機構は、国務院が定めるものとされており、「反独占法」制定以前における独占禁止に関する規制の執行状況が考慮されて、(a)商務部、(b)国家発展及び改革委員会及び(c)国家工商行政管理総局が国務院反独占法律執行機構とされており、それぞれ(a)経営者集中<sup>19)</sup>、(b)価格独占行為等<sup>20)</sup>、(c)（価格独占行為を除く）独占合意、市場支配地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除又は制限を担当する。すなわち、大まかに言えば、独占合意、市場支配地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除又は制限については、それが価格にかかわるもの<sup>21)</sup>のか否かによって国務院反独占法律執行機構が異なる<sup>22)</sup>。

#### (四) 関連市場の画定

いかなる競争行為（競争を排除し、又は制限する効果を

有し、又は有するおそれがある行為を含む）も、一定の市場範囲内において生ずる。関連市場の画定とは、経営者が競争する市場範囲を明確にすることであり、独占合意、市場支配地位の濫用及び経営者集中に対する禁止、統制等の反独占法律執行業務においては、いずれの場合も関連市場の画定という問題にかかわる可能性がある<sup>23)</sup>。

科学的かつ合理的に関連市場を確定することは、競争者及び潜在的競争者の識別、市場シェア及び市場集中度の判定、市場地位の認定、市場競争に対する経営者の行為の影響の分析、経営者の行為が違法か否かの判断、法的責任の判断等の問題について、重要な役割を果たすことから、関連市場の画定は、通常、競争行為についての分析の出発点であり、反独占法律執行業務における重要な段階であるとされている<sup>24)</sup>。

関連市場の画定に関しては、反独占委員会が「反独占法」に基づき、「関連市場の画定に関する指針」<sup>25)</sup>（以下「関連市場画定指針」という）を発布している。

#### 1 関連市場

関連市場とは、経営者が一定の期間内において特定の商品又はサービス（以下「商品」と総称する）<sup>26)</sup>について競争をする商品範囲及び地域範囲をいう。通常、関連商品市場<sup>27)</sup>及び関連地域市場<sup>28)</sup>を画定する必要があるとされている<sup>29)</sup>。

## 2 関連市場の画定

「関連市場画定指針」には、関連市場の画定についての基本的な考え方として代替性分析が、具体的な画定方法の一つとして仮定的独占者テストが規定されている。

### (1) 関連市場の画定における基本的な考え方——代替性分析

関連市場の範囲の大小は、主として商品・地域の代替可能性の程度により決定される。<sup>30)</sup> 関連市場を画定する場合には、主として需要者の角度から需要代替分析がなされるが、一定の場合には、供給代替も考慮する必要がある。<sup>31)</sup>

#### ア 需要代替

「需要代替」とは、需要者の商品の性能・用途に対する需要、品質の承認、価格の受入れ、取得の難易度等の要素に基づき、需要者の角度から異なる商品間の代替程度を確定することをいう。<sup>32)</sup>

#### イ 供給代替

「供給代替」とは、他の経営者が生産施設を改造するための投資、引き受けるリスク及び目標市場に参入する期間等の要素に基づき、経営者の角度から異なる商品間の代替程度を確定することをいう。<sup>33)</sup>

### (2) 関連市場の画定方法

関連市場を画定する方法は一つではなく、実際の状況に応じて異なる方法が使用される可能性がある。関連市場を

画定する際には、主として需要者の角度から需要代替分析を行い、必要に応じて供給代替分析が行われる。<sup>34)</sup>

#### ア 関連商品市場の画定につき考慮される主たる要素

需要代替の角度から関連商品市場を画定する際に考慮することができる要素として、①商品価格等の競争要素の変化により、需要者が他の商品の購入に転じ、又は転じることを考慮した旨の証拠、②商品の外形、特性、品質、技術的特徴等の全体的特徴及び用途、③商品相互間の価格差異、④商品の販売ルート、⑤その他の重要な要素（需要者の嗜好等）が例示列挙されている。<sup>35)</sup>

供給の角度から関連商品市場を画定する際に、一般に考慮される要素として、商品価格等の競争要素の変化に対し他の経営者が反応した証拠、他の経営者の生産フロー・プロセス、生産転換の難易度、所要時間、追加費用・リスク、生産転換後に提供する商品の市場競争力・販売ルート等が挙げられている。<sup>36)</sup>

#### イ 関連地域市場の画定につき考慮される主たる要素

需要代替の角度から関連地域市場を画定する際に、考慮することができる要素として、①商品価格等の競争要素の変化により、需要者が他の地域での商品の購入に転じ、又は転じることを考慮した旨の証拠、②商品の運送原価・運送特徴、③多数の需要者が商品を選択する実際の区域・主たる経営者の商品の販売分布、④地域間の貿易障壁、⑤そ

の他の重要な要素（特定区域の需要者の嗜好等）が例示列挙されている<sup>(37)</sup>。

供給の角度から関連地域市場を画定する際に、一般に考慮される要素として、商品価格等の競争要素の変化に対し他の地域の経営者が反応した旨の証拠、他の地域の経営者による関連商品の供給・販売の即時性及び実行可能性等が挙げられている<sup>(38)</sup>。

### (3) 仮定的独占者テスト

「関連市場画定指針」には、画定方法の一つとして「仮定的独占者テスト」が規定されている<sup>(39)</sup>。「仮定的独占者テスト」により、仮定的独占者が競争価格を上回る水準に価格を維持することができる最小の商品集合及び地域範囲を確定し、これによって関連市場を画定することができる<sup>(40)</sup>とされている<sup>(40)</sup>。その概要は、次のようなものである。

#### ア 関連商品市場の画定

審査を受ける経営者が提供する商品（目標商品）から出発し、当該経営者が利益の最大化を経営目標とする独占者であると仮定し（仮定的独占者）、他の商品の販売条件が変化しない状況において、仮定的独占者が持続的（一般に一年）に小幅（一般に5%乃至10%）に目標商品の価格を引き上げることができるか否かを分析する。目標商品の値上げ後、販売量が下降しても、当該仮定的独占者にとってなお利益となる場合には、目標商品は、関連商品市場を

構成する<sup>(41)</sup>。

値上げにより、需要者が緊密な代替関係を有する他の商品に向かうようになり、仮定的独占者の値上げ行為をして利益を失わせる場合には、当該代替商品を関連商品市場に追加する必要がある<sup>(42)</sup>。次に、当該商品集合が値上げされる場合に、仮定的独占者にとって利益となるか否かを分析する。答えが肯定的である場合には、当該商品集合は、関連商品市場を構成する。しからざる場合には、更に上記の分析過程を継続して実施する必要がある<sup>(43)</sup>。

#### イ 関連地域市場の画定

関連地域市場の画定についての考え方も基本的には関連商品市場と同様である<sup>(44)</sup>。

## 二 独占合意

独占合意とは、競争を排除し、又は制限する合意、決定その他の共同行為をいう<sup>(45)</sup>。「その他の共同行為」とは、明示的な合意又は決定という形式によるものに限らず、黙示的な行為も規制対象に含まれることを示すものと解される<sup>(46)</sup>。

独占合意は、競争関係を有する経営者間における独占合意（いわゆる水平的独占合意）及び取引の相手方との間に

おける独占合意（いわゆる垂直的独占合意）の二類型に分けて規定されている。

(一) 競争関係を有する経営者間における独占合意

(い) わゆる水平的独占合意

まず、競争関係を有する経営者間において、次に掲げる独占合意を達成することが禁止されている<sup>(46)</sup>。

- ① 商品の価格を固定し、又は変更するもの
- ② 商品の生産数量又は販売数量を制限するもの
- ③ 商品市場又は原材料調達市場を分割するもの
- ④ 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は新技術若しくは新製品の開発を制限するもの
- ⑤ 連合して取引をボイコットするもの
- ⑥ 国務院反独占法律執行機構が認定するその他の独占合意

(二) 取引の相手方との間における独占合意（いわゆる垂直的独占合意）

次に、経営者が取引の相手方と次に掲げる独占合意を達成することが禁止されている<sup>(47)</sup>。

- ① 第三者に対し商品を転売する価格を固定するもの<sup>(48)</sup>
- ② 第三者に対し商品を転売する最低価格を限定するもの
- ③ 国務院反独占法律執行機構が認定するその他の独占合

意

(三) 下位法令による具体化

1 独占合意に関する下位法令

既述のとおり、独占合意については、価格独占行為<sup>(49)</sup>に含まれる価格独占合意<sup>(50)</sup>については、国家発展及び改革委員会が国務院反独占法律執行機構であり、それ以外の独占合意については、国家工商行政管理総局が国務院反独占法律執行機構である。そのため、独占合意に関する下位法令も別々に制定されている。

価格独占合意については、国家発展及び改革委員会が二〇一〇年一月二十九日に発布した次の二つの規定に関連する規定が置かれている<sup>(51)</sup>。

- ① 「反価格独占規定」<sup>(52)</sup>
- ② 「反価格独占行政法律執行手続規定」<sup>(53)</sup>（以下「反価格独占手続規定」という）

価格独占合意以外の独占合意については、国家工商行政管理総局が次の二つの規定を制定している。

- ① 「独占合意及び市場支配地位濫用事件の調査処理に係る工商行政管理機関の手続規定」<sup>(54)</sup>（以下「工商独占合意・市場支配地位濫用手続規定」という）
- ② 「独占合意行為の禁止に係る工商行政管理機関の規定」<sup>(55)</sup>（以下「工商独占合意規定」という）



## 2 独占合意の意義・認定時の考慮要素

既述のとおり、「独占合意」とは、競争を排除し、又は制限する合意、決定その他の共同行為をいう。「反価格独占規定」及び「工商独占合意規定」には、「その他の共同行為」の認定の際に考慮すべき要素等が規定されている。

### (1) 「反価格独占規定」による具体化

「反価格独占規定」は、「その他の共同行為」を認定する場合には、①価格行為の一致性及び②意思の連絡のほか、③市場構造及び市場変化等の状況を考慮して認定すると規定している<sup>50</sup>。

### (2) 「工商独占合意規定」による具体化

「工商独占合意規定」は、合意又は決定には、口頭によるものも含まれることを明確にするほか、「その他の共同行為」を経営者が書面又は口頭による合意又は決定を明確に締結していないが、協調による一致が実質的に存在する行為と具体化し<sup>51</sup>、その認定の際には、①経営者の市場行為の一致性の有無、②経営者相互間における意思の連絡又は情報の交流の有無及び③経営者の一致した行為についての合理的解釈の可否に加えて、④関連市場の構造、競争状況、市場変化、業種等の状況を考慮すると規定している<sup>52</sup>。

### 3 独占合意の各類型についての具体化

「反価格独占規定」及び「工商独占合意規定」は、独占合意の各類型について、一定程度具体化する規定を設けて

いる。例えば、競争関係を有する経営者間において商品の価格を固定し、又は変更する類型（いわゆる価格カルテル）については、「反価格独占規定」が次に掲げるものを禁止している<sup>53</sup>。

① 商品及びサービスの価格水準を固定し、又は変更するもの

② 価格変動の幅を固定し、又は変更するもの

③ 価格に対して影響がある手数料、割引その他の費用を固定し、又は変更するもの

④ 約定された価格を使用して第三者との取引の基礎とするもの

⑤ それに基づき価格を計算する標準公式の採用を約定するもの

⑥ 合意に参加する他の経営者の同意を経ないで価格を変更してはならない旨を約定するもの

⑦ その他の方式を通じて形態を変えて価格を固定し、又は変更するもの

⑧ 国務院の価格主管部門が認定するその他の価格独占合意

### 四 独占合意の禁止に係る規定が適用されない場合

達成した合意が次に掲げる事由のいずれかに該当する旨を経営者が証明することができる場合には、独占合意の禁

止に係る規定を適用しないとされている。<sup>④</sup>

① 技術を改良し、又は新製品を研究・開発するためのもの

② 製品の品質を高め、原価を引き下げ、若しくは効率を増進し、製品の規格若しくは標準を統一し、又は専業化された分業を実行するためのもの

③ 中小経営者の経営効率を高め、中小経営者の競争力を増強するためのもの

④ エネルギーの節約、環境の保護及び災害救済・救助等の社会公共利益を実現するためのもの

⑤ 経済が不景気であることに起因し、販売量の重大な下降又は生産の明らかな過剰を緩和・解消するためのもの

⑥ 対外貿易及び対外経済合作における正当な利益を保障するためのもの

⑦ 法律及び国務院所定のその他のもの

ただし、上記①乃至⑤の事由に該当する場合には、経営者は、更に、(i)達成した場合が関連市場の競争を重大に制限することとならず、かつ、(ii)消費者をして当該合意により生ずる利益を享受させることができる旨を証明しなければならぬ。<sup>⑤</sup>

## (五) 法的責任

### 1 行政処罰

独占合意を達成した経営者に対しては行政処罰が定められており、達成した独占合意を実施したか否かによりその内容が異なる。独占合意を実施した場合には、違法行為の停止命令、違法所得の没収及び前年度の販売額の一〇〇分の一以上一〇〇分の一〇以下の罰金が科される。<sup>⑥</sup> 達成した独占合意を実施していない場合には、五〇万元以下の罰金を科することができる<sup>⑦</sup>とされている。

### 2 リニエンシー

経営者が主体的に反独占法律執行機構に対し独占合意の達成に係る関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合には、反独占法律執行機構は、事情を参酌して当該経営者に対する処罰を減輕し、又は免除することができる。<sup>⑧</sup>

「反価格独占手続規定」、「工商独占合意・市場支配地位濫用手続規定」及び「工商独占合意規定」において、処罰の減輕又は免除を決定する際の考慮要素、重要な証拠等が具体化されている。

### (1) 重要な証拠

重要な証拠について、「反価格独占手続規定」は、価格主管部門が価格独占合意を認定することについて基幹的役



割を有する証拠をいうと規定し、「工商独占合意規定」は、工商行政管理機関が調査を開始し、又は独占合意行為を認定することについて基幹的役割を有することができる証拠をいい、独占合意に参加した経営者、かわる製品の範囲、達成した合意の内容及び方式並びに合意の具体的実施状況等を含むと規定している。<sup>(67)</sup>

## (2) 考慮要素

工商行政管理機関が処罰を減軽し、又は免除する旨を決定する場合には、経営者が主体的に報告した時の順序、提供した証拠の重要程度、独占合意の達成又は実施の関係状況及び調査への協力の状況に基づいて確定される。<sup>(68)</sup>

また、「工商独占合意・市場支配地位濫用手続規定」は、独占合意を組織した者については、処罰の減軽又は免除に関する規定を適用しないと規定している。<sup>(69)</sup>

## (3) 具体的な処理方法

### ア 価格独占合意

「反価格独占手続規定」は、価格独占合意の達成に関する状況を主体的に報告し、かつ、重要な証拠を提供した経営者の処罰の減軽又は免除について、次のように規定している。<sup>(70)</sup>

(ア) 最初の報告・提供者 処罰を免除することができ

(イ) 二番目の報告・提供者 五〇%を下回らない範囲で

処罰を減軽することができる。

(ウ) 三番目以降の報告・提供者 五〇%を上回らない範囲で処罰を減軽することができる。

### イ 価格独占合意以外の独占合意

達成した独占合意の関係状況を最初に主体的に報告し、重要な証拠を提供し、かつ、全面的かつ主体的に調査に協力した経営者に対しては、処罰を免除し、達成した独占合意の関係状況を主体的に報告し、かつ、重要な証拠を提供したその他の経営者については、情状を酌量して処罰を減軽するとされている。<sup>(71)</sup>

### ウ 減軽・免除の対象

「工商独占合意規定」では、処罰の減軽又は免除とは、主として罰金についての減軽又は免除をいうとされている。<sup>(72)</sup>

## 3 民事責任

経営者が独占行為（これには、独占合意が含まれる）を実施し、他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負う。<sup>(73)</sup>

## 三 市場支配地位の濫用

市場支配地位を有する経営者は、市場支配地位を濫用して、競争を排除し、又は制限してはならない。<sup>(74)</sup>

市場支配地位の濫用についても独占合意と同様に、価格

独占行為に含まれるものか否かにより国務院反独占法律執行機構が異なる。そのため、市場支配地位の濫用に関する下位法令についても、価格独占行為に含まれる市場支配地位の濫用については、「反価格独占規定」に関連規定があり、それ以外の市場支配地位の濫用については、「工商独占合意・市場支配地位濫用手続規定」及び「市場支配地位濫用行為の禁止に係る工商行政管理機関の規定」(以下「工商市場支配地位濫用規定」という)に関連規定が置かれている。

## (一) 市場支配地位

### 1 市場支配地位

「市場支配地位」とは、経営者が関連市場内において商品の価格、数量その他の取引条件を統制することができ、又は他の経営者の関連市場への参入を妨害し、若しくはそれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位をいう。<sup>(77)</sup>

ここでいう「その他の取引条件」については、「反価格独占規定」において、商品の価格及び数量を除く、市場取引に対し実質的に影響を生じさせることができるその他の要素をいい、商品の等級、支払状況、引渡方式、アフターサービス、取引選択権及び技術拘束条件等を含むとされている。<sup>(78)</sup>「工商市場支配地位濫用規定」においても同様の規

定が設けられている。<sup>(79)</sup>

また、「他の経営者が関連市場に参入することを妨害し、又はそれに影響を及ぼすこと」について、「反価格独占規定」は、他の経営者が関連市場に参入するのを排除し、若しくは遅延させ、又は他の経営者が当該関連市場に参入することができるが、参入原価を大幅に引き上げて既存の経営者と有効な競争を展開するすべを失わせることをいうと規定している。<sup>(80)</sup>この部分についても、「工商市場支配地位濫用規定」に同様の規定が設けられている。<sup>(81)</sup>

### 2 市場支配地位の認定において考慮される要素

市場支配地位の有無の認定に際しては、次に掲げる要素が考慮される。<sup>(82)</sup>

(1) 当該経営者の関連市場における市場シェア及び関連市場の競争状況

「市場シェア」とは、一定の期間内における経営者の特定の商品の販売額及び販売数量等の指標が関連市場において占める比重をいう。<sup>(83)</sup>

関連市場の競争状況を分析する場合には、関連市場の発展状況、既存の競争者の数及び市場シェア、商品の差異性程度並びに潜在的競争者の状況等が考慮される。<sup>(84)</sup>

(2) 当該経営者が販売市場又は原材料調達市場を統制する能力

経営者が販売市場又は原材料の調達市場を統制する能力

を認定する場合には、当該経営者が販売ルート又は調達ルートを通制する能力、価格、数量、契約期間その他の取引条件に影響を及ぼし、又はそれを決定する能力並びに企業の生産・経営に必要な原料、半製品、部品及び関連設備等の原材料を優先的に取得する能力が考慮される。

(3) 当該経営者の財力及び技術条件

経営者の財力及び技術条件を認定する場合には、当該経営者の資産規模、財務能力、利益取得能力、融資能力、研究・開発能力、技術装備、技術新規創造及び適用能力並びに所有する知的財産権等を考慮するとされるほか、経営者の財力及び技術条件の分析・認定については、その関連当事者の財力及び技術条件を同時に考慮するとされている。

(4) 他の経営者の当該経営者に対する取引における依存度  
他の経営者の当該経営者に対する取引上の依存度を認定する場合には、他の経営者と当該経営者との間の取引量、取引関係の継続期間及び他の取引相手方への転換の難易度等が考慮される。

(5) 他の経営者の関連市場への参入に係る難易度

他の経営者が関連市場へ参入する難易度を認定する場合には、市場参入程度、必要な施設を所有する状況、販売ルート、資金及び技術要求並びに原価等が考慮される。

(6) 当該経営者の市場支配地位の認定と関係するその他の要素

3 市場支配地位の推定

経営者が一定以上の市場シェアを有する場合には、市場支配地位を有すると推定することができる。具体的には、①一名の経営者の関連市場における市場シェアが二分の一に到達する場合、②二名の経営者の関連市場における市場シェアの合計が三分の二に到達する場合、③三名の経営者の関連市場における市場シェアの合計が四分の三に到達する場合に、それぞれ当該経営者が市場支配地位を有すると推定される。ただし、上記②及び③の場合において、そのうちの特定の経営者の市場シェアが一〇分の一に満たない場合には、当該経営者については、市場支配地位を有するとは推定されない。

なお、上記規定は、推定規定であり、経営者による反証の余地がある。

(二) 市場支配地位の濫用類型

1 「反独占法」の規定

市場支配地位を有する経営者が次に掲げる市場支配地位を濫用する行為に従事することが禁止されている。

① 不公平な高価格により商品を販売し、又は不公平な低価格により商品を購入する行為

② 正当な理由なく、原価を下回る価格により商品を販売する行為

③ 正当な理由なく、取引の相手方と取引をすることを拒絶する行為

④ 正当な理由なく、取引の相手方が自己とのみ取引をすることができ、又は自己の指定する経営者とのみ取引をすることができるように限定する行為

⑤ 正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売し、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を附加する行為

⑥ 正当な理由なく、条件が同一の取引の相手方に対し取引価格等の取引条件において差別待遇を実行する行為

⑦ 国務院反独占法律執行機構が認定する市場支配地位を濫用するその他の行為

## 2 下位法令による具体化

「反価格独占規定」及び「工商市場支配地位濫用規定」において、上記各類型の行為について、「正当な理由」の例示等の具体化が図られている。

(1) 不公平な高価格による商品の販売・不公平な低価格による商品の購入

「不公平な高価格」及び「不公平な低価格」の認定時に考慮すべき要素として、次の要素が挙げられている。<sup>(93)</sup>

① 販売価格又は購入価格が他の経営者が販売し、又は購入する同種商品の価格を明らかに上回り、又は下回るか否か。

② 原価が基本的に安定している場合において、正常な幅

を超えて販売価格を引き上げ、又は購入価格を引き下げたか否か。

③ 販売する商品の価格引上げの幅が原価の増加幅を明らかに上回るか否か、又は購入する商品の価格引下げの幅が取引の相手方の原価引下げの幅を明らかに上回るか否か。

④ 考慮する必要があるその他の関連要素

## (2) 不当販売

市場支配地位を有する経営者が正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売することが禁止されていることに関して、「反価格独占規定」は、「正当な理由」に含まれる場合を規定している。<sup>(94)</sup>

① 価格を引き下げて生鮮・生命のある商品、季節性商品、有効期限がまもなく到来する商品及び在庫商品を処理すること。

② 債務の弁済、生産の転換又は営業休止のために価格を引き下げて商品を販売すること。

③ 新製品を普及させるため販売促進をすること。

④ 行為が正当性を有する旨を証明することができるその他の理由

## (3) 取引拒絶

ア 「反価格独占規定」

「反価格独占規定」は、市場支配地位を有する経営者が

正当な理由なく、高すぎる販売価格又は低すぎる購入価格の設定を通じて、形態を変えて取引の相手方との取引の実施を拒絶してはならないとして、<sup>96</sup> 不当な価格設定を通じて取引拒絶が禁止されることを示すとともに、その場合における「正当な理由」には、次に掲げるものが含まれると規定する。<sup>97</sup>

①取引の相手方が重要な不良信用記録を有し、又は経営状況の持続的悪化等の状況が出現し、取引の安全に対し比較的大きなリスクをもたらすおそれがあること。

②取引の相手方が合理的価格により他の経営者から同種商品若しくは代替商品を購入ことができ、又は合理的価格により他の経営者に対し商品を販売することができること。

③行為が正当性を有する旨を証明することができるその他の理由

#### イ 「工商市場支配地位濫用規定」

「工商市場支配地位濫用規定」は、市場支配地位を有する経営者が正当な理由なく、次に掲げる方式を通じて取引の相手方との取引を拒絶することを禁止している。<sup>98</sup>

①取引の相手方との既存の取引数量を削減する。

②取引の相手方との既存の取引を遅延し、又は中断する。

③取引の相手方と新たな取引をすることを拒絶する。

④制限的条件を設定し、取引の相手方をして自己との取引の実施を継続しがたくさせる。

⑤取引の相手方が生産・経営活動において合理的条件でその必要な施設を使用することを拒絶する。

#### (4) 排他条件付取引

「反価格独占規定」は、市場支配地位を有する経営者が正当な理由なく、価格割引等の手段により、取引の相手方が自己とのみ取引をすることができ、又は自己の指定する経営者とのみ取引をすることができるよう限定してはならないとして、<sup>99</sup> 価格割引等の手段による排他条件付取引が禁止されることを示すとともに、その場合における「正当な理由」には、次に掲げるものが含まれると規定する。<sup>100</sup>

①製品の品質及び安全の保証を目的とすること。

②ブランド・イメージの維持・保護又はサービスマーケティングを目的とすること。

③著しく原価を引き下げ、又は効率を引き上げることができ、かつ、消費者をしてこれにより生ずる利益を享受させることができること。

④行為が正当性を有する旨を証明することができるその他の理由

#### (5) 抱き合わせ販売・不合理な取引条件の付加

「反価格独占規定」においては、価格以外の不合理な費用を付加することが禁止されている。<sup>101</sup>

「工商市場支配地位濫用規定」においては、抱き合わせ販売及び不合理な取引条件の付加について、次に掲げる態様が禁止されている。

① 取引慣例及び消費習慣等に違反し、又は商品の効能を無視し、異なる商品を強制的に付加して販売し、又は組み合わせて販売すること。

② 契約期間、支払方式、商品の運送及び引渡方式又はサービスの提供方式等について不合理な制限を付加すること。

③ 商品の販売地域、販売対象及びアフターサービス等について不合理な制限を付加すること。

(6) 差別的取扱い  
④ 取引の目的物と関係がない取引条件を付加すること。

「工商市場支配地位濫用規定」は、市場支配地位を有する経営者が正当な理由なく、条件が同一の取引の相手方に対し、次に掲げる取引条件において差別待遇を実行することを禁止している。

① 取引数量、品目及び品質等級

② 数量割引等の優遇条件

③ 支払条件又は引渡方式

④ 修理保証内容及び期間、メンテナンス内容及び期間、

部品・付属品の供給並びに技術指導等のアフターサー

ビス条件

### (三) 法的責任

経営者による市場支配地位の濫用に対しては、違法行為の停止命令、違法所得の没収、前年度の販売額の一〇〇分の一以上一〇〇〇分の一〇以下の罰金といった行政処罰が規定されている。

また、経営者が市場支配地位を濫用して、他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負う。

## 四 経営者集中

国務院所定の申告標準に到達する経営者集中については、経営者は、事前に商務部に対し申告しなければならず、申告していない場合には、集中を実施してはならない。

経営者集中に関しては、下位法令として次に掲げる規定があるほか、指導意見等が公表されている。

① 「経営者集中の申告標準に関する国務院の規定」(以下「経営者集中申告標準規定」という)

② 「経営者集中申告弁法」

③ 「経営者集中審査弁法」

④ 「経営者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定施行規定」(以下「分離実施規定」という)



## (一) 経営者集中の種類

経営者集中として、次に掲げる類型が含まれる<sup>(16)</sup>。

- ① 経営者が合併すること。
- ② 経営者が株主権益又は資産を取得する方式を通じて他の経営者に対する支配権を取得すること。
- ③ 経営者が契約等の方式を通じて、他の経営者に対する支配権を取得し、又は他の経営者に対し決定的影響を施すことができること。

中国国外の独占行為であつて、国内の市場競争に対し排除又は制限的影響を生ずるものには、「反独占法」を適用するとされているため、中国国外における合併、買収等であつても中国国内の市場競争に対し、排除又は制限的影響が生ずるものについては、経営者集中の規制の対象となることに留意する必要がある。

## (二) 申告標準

経営者集中がそれに到達する場合に、事前の申告が必要となる国務院所定の申告標準は、「経営者集中申告標準規定」において明確にされている。

### 1 申告標準

「経営者集中申告標準規定」は、次に掲げる標準のいづれかに到達する場合には、事前に申告しなければならない

と規定している<sup>(16)</sup>。

- (a) 集中に参与するすべての経営者の前会計年度の全世界範囲内の営業額<sup>(16)</sup>の合計が一〇〇億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも二名の経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも四億人民元を超える。

- (b) 集中に参与するすべての経営者の前会計年度の中国国内における営業額の合計が二〇億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも二名の経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも四億人民元を超える。

### 2 適用除外

次に掲げる事由のいずれかの事由がある場合には、申告しないことができる<sup>(16)</sup>。

- (a) 集中に参与する一名の経営者が他の各経営者の五〇%以上の表決権付株式又は資産を保有するとき。
- (b) 集中に参与していない同一の経営者が集中に参与する各経営者の五〇%以上の表決権付株式又は資産を保有するとき。

## (三) 経営者集中の申告及び審査

申告すべき経営者集中については、基本的には、事前相談、申告、初歩的審査、続行審査、審査決定という流れで

手続が進行する。なお、事前相談は任意的なものであるほか、続行審査に至らずに手続が終了することもある。

#### 1 事前相談

事前相談の相手方は、商務部反独占局とされている。

事前相談を望む場合には、書面による相談申請を反独占局に対し予め提出し、相談時期を予約する必要がある。また、相談予定の集中取引に関する必要文書・資料を提供する必要があるとされている。

#### 2 申告

「反独占法」及び関連規定において、申告の際に提出すべき文書・資料が列挙されている。完備していない場合には補足提出が必要となる。

#### 3 初歩的審査

商務部が完備した申告文書及び資料を受け受した日から立件される。商務部は、完備した申告文書及び資料を受け受した日から三〇日以内に、続行審査をするか否かの決定を行う。続行審査を実施しない旨の決定があった場合又は期間内に決定がなされない場合には、経営者は、集中を実施することができ。当該期間制限は、完備した申告文書及び資料が商務部により接受された日から起算されるとされている点に注意が必要である。

#### 4 続行審査

続行審査を実施する旨の決定があった場合には、原則と

して、当該決定から九〇日以内に経営者集中を禁止するか否かの決定が行われる。一定の事由がある場合には、最長六〇日の期間延長が可能とされている。

#### 5 審査決定

経営者集中が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有するおそれがある場合には、経営者集中を禁止する旨の決定がなされる。ただし、当該集中により競争に対して生ずる有利な影響が明らかに不利な影響を上回り、又は社会公共利益に適合する旨を証明できる場合には、経営者集中を禁止しない旨の決定をすることができるとされている。

また、禁止しない経営者集中に対して、集中により競争に対して生ずる不利な影響を減少させる制限的条件を付する旨を決定することができる。とされている。

#### 四 審査決定における制限的条件付加

上記のとおり、経営者集中が禁止されない場合であっても、集中により競争に対して生ずる不利な影響を減少させるために制限的条件が付加される場合がある。当該制限的条件については、「経営者集中審査弁法」及び「分離実施規定」に具体的な規定がある。

#### 1 集中参与経営者による制限的条件の提出

集中に参与する経営者は、審査過程において、経営者集中が有し、又は有するおそれがある、競争を排除又は制限

する効果を除去し、又は減少させるために、集中方案を調整する制限的条件を提出することができる。<sup>(13)</sup>

## 2 制限的条件の種類

経営者集中取引の具体的状況に基づいて、制限的条件として、次に掲げる種類を含むことができる。<sup>(14)</sup>

①集中に参与する経営者の資産又は業務の一部を分離する等の構造的条件

②集中に参与する経営者がそのネットワーク又はプラットフォームフォーム等のインフラストラクチャーを開放し、基幹的技術（特許、ノウハウその他の知的財産権を含む）を許諾し、排他的合意を終了させる等の行為的條件

③構造的条件及び行為的條件を結合した総合的條件

## 3 制限的条件の内容及び修正

経営者が提出する制限的条件は、経営者集中が有し、又は有するおそれがある競争を排除又は制限する効果を除去し、又は減少させることができ、かつ、現実的な実行可能性を有しなければならぬ。<sup>(15)</sup> また、商務部及び集中に参与する経営者は、審査の過程において、制限的条件を修正する旨の意見及び提案を提出することができる<sup>(16)</sup>とされている。

## 4 資産又は業務の分離の実施手続

「分離実施規定」は、資産又は業務の分離に係る制限的

条件を付加する旨の決定の実施に関して、資産又は業務の分離義務を負う集中に参与する経営者（分離義務者）の義務、分離される資産又は業務の買主の条件、分離義務者から独立した監督受託者及び分離受託者の関与等の具体的な規定を定めている。

## (五) 違反に対する法的責任

経営者が「反独占法」の規定に違反して集中を実施した場合には、集中の実施を停止し、株式又は資産を処分し、営業を譲渡し、その他必要な措置を講じて集中前の状態を回復するよう国務院反独占法律執行機構が命じるとされているほか、五〇万元以下の罰金を科すこともできるとされている。<sup>(17)</sup>

## (六) 不服申立て

経営者集中の審査手続における反独占法律執行機構による、経営者集中を禁止する旨の決定、制限的条件を附加する旨の決定といった経営者集中に関する決定に対し不服がある場合には、まず法により行政再議を申し立てることができる<sup>(18)</sup>、行政再議決定に対し不服がある場合には、法により行政訴訟を提起することができる<sup>(19)</sup>とされており、行政訴訟の前に行政再議が前置されている。<sup>(20)</sup>

## (七) 公告事例及び現状

経営者集中を禁止する旨の決定又は経営者集中に制限的条件を付加する旨の決定については、遅滞なく社会に公布するとされており、「反独占法」施行後二〇一〇年末までに公告された事例としては、経営者集中が禁止された事例が一件、制限的条件が付加された事例が六件ある。

また、報道によれば、二〇一〇年に商務部が接受した経営者集中申告は一三〇件余りあり、そのうち一二〇件近くが立件され、従前に比べてその数は大幅に増加しているが、手続が完了した事件のうち、条件が付加されたものが一件、申告が撤回されたものが二件あるほかは、いずれも条件が付されることなく認められているようである。

## 五 行政権力の濫用による競争の排除又は制限

行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織（以下「行政機関等」という）は、行政権力を濫用し、競争を排除し、又は制限してはならないとされている。

行政機関等に対して禁止される行為の類型として、次に掲げるものがある。

- ① 単位又は個人が行政機関等の指定する経営者の提供する商品を経営し、購入し、若しくは使用するよう限定し、又は形態を変えて限定すること。
- ② 行政権力を濫用し、次に掲げる行為を実施し、商品の地区相互間における自由流通を妨害すること。
  - (1) 他地区の商品について差別的費用收受項目を設定し、差別的費用收受標準を実行し、又は差別的価格を定める行為
  - (2) 他地区の商品について当地区の同類商品と異なる技術要求若しくは検査標準を定め、又は他地区の商品について重複検査及び重複認証等の差別的技術措置を講じ、他地区の商品の当地区の市場への参入を制限する行為
  - (3) 専ら他地区の商品に焦点を合わせた行政許可を講じ、他地区の商品の当地区の市場への参入を制限する行為
  - (4) 検問所を設置し、又はその他の手段を講じ、他地区の商品の参入又は当地区の商品の搬出を妨害する行為
  - (5) 商品の地区相互間における自由流通を妨害するその他の行為
- ③ 行政権力を濫用し、差別的資質要求若しくは評価・審査標準を設定し、又は法どおりに情報を発布しない等

の方式により他地区の経営者が当地区の入札募集・入札活動に参加するのを排斥し、又は制限すること。

④ 行政権力を濫用し、当地区の経営者と平等でない待遇等の方式を講じ、他地区の経営者が当地区において投資し、又は分支機構を設立するのを排斥し、又は制限すること。

⑤ 行政権力を濫用し、経営者が「反独占法」所定の独占行為に従事するよう強制すること。

⑥ 行政権力を濫用し、競争を排除し、又は制限する内容を含む規定を制定すること。

## 六 調査手続及び不服申立て

### (一) 独占の嫌疑にかかわる行為についての調査

#### 1 反独占法律執行機構による調査

独占の嫌疑にかかわる行為についての調査は、反独占法律執行機構によって行われる。いかなる組織及び個人も反独占法律執行機構に通報する権利があるとされ、通報が書面でなされ、かつ、関連する事実及び証拠が提供される場合には、反独占法律執行機構は、必要な調査をしなければならないとされている。

#### 2 反独占法律執行機構の権限

反独占法律執行機構が独占の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、次に掲げる措置を講ずることができるとされている。なお、当該措置を講ずるに際しては、反独占法律執行機構の主たる責任者に対し書面により報告し、承認を経る必要がある。

① 調査を受ける経営者の営業場所その他の関係する場所に立ち入って検査をすること。

② 調査を受ける経営者、利害関係人その他の関係する単位又は個人に質問し、それらの者に対し関係状況を説明するよう要求すること。

③ 調査を受ける経営者、利害関係人その他の関係する単位又は個人の関係する書類、合意、会計帳簿、業務信書・電報及び電子データ等の文書及び資料を閲覧し、又は複製すること。

④ 関連する証拠を封印し、又は差し押えること。

⑤ 経営者の銀行口座につき照会をすること。

また、調査する際には、法律執行人員が二名以上であること及び法律執行証書を提示することが必要とされているほか、質問及び調査をする際には、記録を作成し、かつ、被質問者又は被調査者が署名することが必要とされている。

### 3 被調査者等の権利及び義務

調査を受ける経営者、利害関係人その他の関係する単位又は個人には、反独占法律執行機構の職責の履行への協力義務があり、反独占法律執行機構の調査を拒絶し、又は妨害することが禁止されている。<sup>(16)</sup> 資料・情報の提供を拒絶し、虚偽の資料・情報を提供し、証拠を隠匿し、廃棄し、若しくは移転し、又は調査を拒絶し、若しくは妨害するその他の行為をした単位又は個人に対しては、罰金が科せられるほか、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及するとされている。<sup>(16)</sup>

他方、調査を受ける経営者又は利害関係人には、意見を陳述する権利があり、反独占法律執行機構は、調査を受ける経営者又は利害関係人の提出に係る事実、理由及び証拠について審査・確認をしなければならない。<sup>(16)</sup>

### 4 調査の中止・終了・再開

調査を受ける経営者が反独占法律執行機構の承認した期間内に具体的措置を講じて当該行為の結果を除去する旨を承諾した場合には、反独占法律執行機構は、調査を中止する旨を決定することができる<sup>(16)</sup>とされている。調査を中止する旨の決定には、経営者が承諾した具体的内容が記載され、当該決定がなされた場合には、反独占法律執行機構が経営者による承諾の履行状況を監督する。<sup>(16)</sup>

経営者が承諾を履行した場合には、反独占法律執行機構

は、調査を終了する旨を決定することができる。<sup>(16)</sup> 他方、経営者による承諾の不履行、中止決定の根拠となった事実についての重大な変化の発生等の事由がある場合には、調査が再開される。<sup>(16)</sup>

### (二) 不服申立て

上記四、(六)記載の経営者集中に関する反独占法律執行機構の決定以外の決定に対し、不服がある場合には、法により行政再議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる<sup>(16)</sup>とされている。

## 七 知的財産権の行使

知的財産権の行使と「反独占法」との関係については、経営者が知的財産権に関する法律又は行政法規の規定により知的財産権を行使する行為には、「反独占法」を適用しない<sup>(17)</sup>とされているが、経営者が知的財産権を濫用して競争を排除し、又は制限する行為には、「反独占法」を適用するとされている。<sup>(17)</sup> 具体的にどのような場合が知的財産権の濫用に該当するのかについて具体的な規定が定められていない状況<sup>(17)</sup>にあり、今後の関連法令の制定及び実例の蓄積が待たれる。



## おわりに

以上紹介してきたように「反独占法」に関しては、徐々に関連法令、指針等が整備され、規制内容が具体化されている状況にあるが、いまだ具体的な規定、ガイドライン等が整備されていない分野があるほか、既に規定が制定されている分野についても「反独占法」の規定内容を確認する域を出ない規定も少なくない。現状においては、経営者の活動に対して十分な指針が示されているとはいえず、経営者が実際に取引を行う際に際して予測が困難であるがために、取引を萎縮させ、又は取引を行う際に際して過剰な労力と費用を生じさせている。今後、各種関連規定、ガイドライン等の整備及び実例の蓄積がより一層進み、予測可能性が高まることが期待される。

## 注

- 〈1〉 全人代常委会二〇〇七年八月三〇日公布、二〇〇八年八月一日施行。
- 〈2〉 曹康泰主編『中華人民共和國反壟斷法解詁』（中国法制出版社、二〇〇七年）八頁以下。
- 〈3〉 全人代常委会一九九三年九月二日公布、同年二月一日施行。「反不正競争法」は、中国共産党第一四次全国代

表大会（一九九二年一〇月二日から一八日まで北京にて開催）において、社会主義市場経済体制の確立が明確に目標として掲げられ（[http://www.gov.cn/test/2007-08/29/content\\_730480.htm](http://www.gov.cn/test/2007-08/29/content_730480.htm)）、一九九三年三月二九日に「中華人民共和國憲法」が改正され、社会主義市場経済を実施する旨（第一五条第一項）が明記される等、計画経済から社会主義市場経済への移行という時代背景のもとで、社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励し、及び保護し、不正競争行為を制止し、かつ、経営者及び消費者の適法な権益を保護することを目的として（「反不正競争法」第一条、一九九三年九月二日に採択されている）。

〈4〉 全人代常委会一九九七年二月二九日公布、一九九八年五月一日施行。

〈5〉 全人代常委会一九九九年八月三〇日公布、二〇〇〇年一月一日施行。

〈6〉 商務部・國務院国有资产監督管理委員會・国家稅務總局・国家工商行政管理總局・証券監督管理委員會・国家外貨管理局二〇〇六年八月八日發布、同年九月八日施行。その後、二〇〇九年六月二二日に改正され、反独占審査に関する章が削除され、外国投資家による国内企業の買収についても、「反独占法」の規定により、「経営者集中の申告標準に関する國務院の規定」（後述）所定の申告標準に達する場合に商務部に対し事前に申告すべき旨が規定された（「外国投資家買収規定」第五一条）。また、「外国投資家買収規定」は、「外国投資家による国内企業の買収に関する

暫定施行規定」(対外貿易経済合作部・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外貨管理局二〇〇三年三月七日発布、同年四月二二日施行)を改正して制定されたものであり、「外国投資家による国内企業の買収に関する暫定施行規定」にも一定の場合に事前報告等の義務を課す規定が設けられていた。

〈7〉「反独占法」に関する論稿は、既に少なからず存在する。「反独占法」施行後の論稿として、別の箇所に記載した論稿のほか、差し当たり次のものがある。

・経営者集中に関する論稿

藤本一郎「中国独占禁法における経営者集中(企業結合)

届出・審査制度の最新状況」(『JCAジャーナル』第

五七巻二号、二〇一〇年、三八頁以下)

戴龍・林秀弥「中国独占禁法における企業結合規制」

(『名古屋大学法政論集』二二九号、二〇〇九年、一頁以下)

戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」(『日本経済法学会年報』五二号、二〇〇九年、一〇四頁以下)

・行政独占に関する論稿

陳乾勇「中国における「行政独占」規制の実態」(『国際

商事法務』三七巻一号、二〇〇九年、二一頁以下)

・「反独占法」の執行に関する論稿

陳乾勇「中国独占禁法違反事件の処理手続——日米欧との

比較」(『桐蔭論叢』第二三三号、二〇一〇年、一〇七頁

以下)

本稿出稿後に公表された論稿として、『公正取引』七二八号(二〇一一年)に掲載された次の各論稿がある。

川島富士雄「中国独占禁法——施行後三年間の法執行の概観と今後の展望」(二頁以下)

姜姍「中国独占禁法の「市場支配的地位の濫用」について」(二頁以下)

陳丹舟「中国独占禁法と不公正な取引方法——立法経緯及び現状について」(一九頁以下)

李美善・劉冰「中国の企業結合事例について」(二七頁以下)

紀群・高槻史「中国独占禁法における実務上の留意点について」(三五頁以下)

〈8〉「反独占法」第二条、第八条。

〈9〉「反独占法」における「経営者」とは、商品の生産若しくは経営に従事し、又はサービスを提供する自然人、法人その他組織をいう(「反独占法」第一条第一項)。なお、一定の業種、すなわち①国有経済が支配的地位を占める、国民経済の命脈及び国の安全に関係する業種及び②法により専営・専売を実行する業種については、国は、その経営者の適法な経営活動について保護を与え、かつ、経営者の経営行為並びにその商品及びサービスの価格について法により監督・管理及び調節・コントロールを実施し、消費者の利益を維持・保護し、技術の進歩を促進するとされている(「反独占法」第七条第一項)。他方で、当該業種の

経営者は、法により経営し、誠実に信義を守り、厳格に自己規律し、社会公衆の監督を受けなければならず、その支配的地位又は専営・専売的地位を利用して消費者の利益を損なつてはならないとされている（「反独占法」第七条第二項）。また、農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、運送及び貯蔵・保存等の経営活動において実施する連合又は共同行為には、「反独占法」を適用しないとされている（「反独占法」第五六条）。

- 〈10〉 「反独占法」 第三条。
- 〈11〉 「反独占法」 第一三条、第一四條。
- 〈12〉 「反独占法」 第一七條。
- 〈13〉 「反独占法」 第二〇條。
- 〈14〉 「反独占法」 第八條。
- 〈15〉 「反独占法」 第二條。
- 〈16〉 「反独占法」 第九條、第一〇條。
- 〈17〉 「反独占法」 第九條第一項。
- 〈18〉 「反独占法」 第一〇條第一項。
- 〈19〉 「商務部の主要職責、内設機構及び人員編成規定」二（十五）。
- 〈20〉 「国家發展及び改革委員会の主要職責、内設機構及び人員編成規定」二（三）。 価格独占行為のほか、行政機関及び法律又は法規の授權により公共事務管理職能を有する組織が行政権力を濫用し、価格分野において競争を排除し、又は制限する行為についても国家發展及び改革委員会が担当するものと考えられる（「反価格独占規定」（後述）

第三条第二項参照）。

〈21〉 「国家工商管理総局の主要職責、内設機構及び人員編成規定」二（六）。

〈22〉 「反独占法」の執行体制に関する論稿として、差し当たり次のものがある。

川島富士雄「中国独占禁止法の執行体制と施行後の動向」（「公正取引」七〇〇号、二〇〇九年、一二頁以下）

川島富士雄「中国独占禁止法——執行体制・実施規定・具体的事例（上）」（「国際商事法務」三七卷三号、二〇〇九年、三五九頁以下）

〈23〉 「関連市場画定指針」 第二条第一項。

〈24〉 「関連市場画定指針」 第二条第二項。

〈25〉 国务院反独占委員会二〇〇九年五月二四日發布。

〈26〉 「反独占法」 第二二條第二項、「関連市場画定指針」 第三条第一項。

〈27〉 「関連商品市場」とは、商品の特性、用途及び価格等の要素に基づき、需要者が比較的緊密な代替関係を有すると認めるグループ又は種類の商品で構成される市場をいう（「関連市場画定指針」 第三条第二項）。

〈28〉 「関連地域市場」とは、需要者が比較的緊密な代替関係を有する商品を取得する地理的區域をいう（「関連市場画定指針」 第三条第三項）。

〈29〉 「関連市場画定指針」 第三条第一項。

〈30〉 「関連市場画定指針」 第四条第一項。

- 〈31〉 「関連市場画定指針」 第四条第二項。
- 〈32〉 「関連市場画定指針」 第五条第一項。
- 〈33〉 「関連市場画定指針」 第六条第一項。
- 〈34〉 「関連市場画定指針」 第七条第一項。
- 〈35〉 「関連市場画定指針」 第八条第一項。
- 〈36〉 「関連市場画定指針」 第八条第二項。
- 〈37〉 「関連市場画定指針」 第九条第一項。
- 〈38〉 「関連市場画定指針」 第九条第二項。
- 〈39〉 「関連市場画定指針」 第七条第一項、第二〇条、第二一条。
- 〈40〉 「関連市場画定指針」 第二〇条第一項。
- 〈41〉 「関連市場画定指針」 第二〇条第二項。
- 〈42〉 「関連市場画定指針」 第二〇条第三項。
- 〈43〉 「関連市場画定指針」 第二〇条第五項。
- 〈44〉 「反独占法」 第一三条第二項。
- 〈45〉 前掲曹康泰、五〇頁以下。
- 〈46〉 「反独占法」 第一三条第一項。
- 〈47〉 「反独占法」 第一四条。
- 〈48〉 日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）（以下「独禁法」という）等による独占禁止に関する規制においては、再販売価格維持行為は、「不当な取引制限」（カルテル及び入札談合に対する規制。「独禁法」 第二条第六項、第三条等）ではなく、優越的地位の濫用等と同様に「不正な取引方法」（「独禁法」 第二条第九項、第一九条等）の

一類型として扱われている。

- 〈49〉 「反価格独占規定」 における「価格独占行為」には、①経営者が価格独占合意を達成すること及び②市場支配地位を有する経営者が価格手段を使用して競争を排除し、又は制限することが含まれる（「反価格独占規定」 第三条）。
- 〈50〉 「反価格独占規定」 において「価格独占合意」とは、価格分野において競争を排除し、又は制限する合意、決定その他の共同行為をいう（「反価格独占規定」 第五条）。
- 〈51〉 これらの規定に関する論稿として、差し当たり康石「中国における価格独占禁止に関する規定の制定について」（『国際商事法務』三九巻二号、二〇一一年、二五〇頁以下）がある。
- 〈52〉 国家発展及び改革委員会二〇一〇年十二月二十九日發布、二〇一一年二月一日施行。本規定は、①経営者が価格独占合意を達成すること、②市場支配地位を有する経営者が価格手段を使用して競争を排除し、又は制限すること、及び③行政機関及び法律又は法規の授權により公共事務管理職能を有する組織が行政権力を濫用し、価格分野において競争を排除し、又は制限する行為に適用される規定である。
- 〈53〉 国家発展及び改革委員会二〇一〇年十二月二十九日發布、二〇一一年二月一日施行。
- 〈54〉 国家工商行政管理総局二〇〇九年五月二十六日發布、同年七月一日施行。本規定は、（価格独占合意を除く）独占合意に関する手続規定であるだけでなく、（価格独占行為

に含まれない) 市場支配地位の濫用に関する手続規定でもある。

- 〈55〉 国家工商行政管理総局二〇一〇年二月三十一日発布、二〇一一年二月一日施行。本規定の発布と時を同じくして、後述の「市場支配地位濫用行為の禁止に係る工商行政管理機関の規定」及び「行政権力の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に係る工商行政管理機関の規定」が発布されている。これらの規定に関する論稿として、差し当たり原潔「独占禁止法に関する国家工商総局による三つの新規定」(『国際商事法務』三九巻三号、二〇一一年、四〇六頁以下)がある。

- 〈56〉 「反価格独占規定」第六条。  
〈57〉 「工商独占合意規定」第二条第三項。  
〈58〉 「工商独占合意規定」第二条第四項。  
〈59〉 「工商独占合意規定」第三条。  
〈60〉 「反価格独占規定」第七条。  
〈61〉 「反独占法」第一五条第一項。  
〈62〉 「反独占法」第一五条第二項。  
〈63〉 「反独占法」第四六条第一項前段。  
〈64〉 「反独占法」第四六条第一項後段。  
〈65〉 「反独占法」第四六条第二項。  
〈66〉 「反価格独占手続規定」第一四条第三項。  
〈67〉 「工商独占合意規定」第一条第三項。  
〈68〉 「工商独占合意規定」第一条第二項。  
〈69〉 「工商独占合意・市場支配地位濫用手続規定」第二〇

条第二項。

- 〈70〉 「反価格独占手続規定」第一四条第二項。  
〈71〉 「工商独占合意規定」第一条。  
〈72〉 「工商独占合意規定」第一条三。  
〈73〉 「反独占法」第五〇条。「反独占法」は、いかなる内容の民事責任を負うかを明記していない。なお、「中華人民共和国民法通則」(全国人民代表大会一九八六年四月二日公布、一九八七年一月一日施行) 第一三四条第一項には、民事責任を引き受ける方式の主たるものとして、①侵害の停止、②妨害の排除、③危険の除去、④財産の返還、⑤原状の回復、⑥修理、再製作及び交換、⑦損害の賠償、⑧違約金の支払い、⑨影響の除去及び名誉の回復、⑩謝罪が規定されている。  
〈74〉 「反独占法」第六条。  
〈75〉 市場支配地位を有する経営者が価格手段を使用して競争を排除し、又は制限すること(「反価格独占規定」第三条)。  
〈76〉 国家工商行政管理総局二〇一〇年二月三十一日発布、二〇一一年二月一日施行。  
〈77〉 「反独占法」第一七条第二項。  
〈78〉 「反価格独占規定」第一七条第二項。  
〈79〉 「その他の取引条件」とは、商品の価格又は数量以外の市場取引に対し実質的影響を生じさせることができるその他の要素をいい、商品の品質、支払条件、引渡方式及びアフターサービス等を含むとされている(「工商市場支配

地位濫用規定」第三条第二項。

〈80〉「反価格独占規定」第一七条第三項。

〈81〉「他の経営者の関連市場への参入を妨害し、又はそれに影響を及ぼすことができること」とは、他の経営者が関連市場へ参入することを排除し、他の経営者が合理的期間内に関連市場へ参入することを遅延させ、又は他の経営者が当該関連市場へ参入することができるが、参入原価を引き上げて市場において有効な競争を展開しがたくさせることをいうとされている（「工商市場支配地位濫用規定」第三条第三項）。

〈82〉「反独占法」第一八条。

〈83〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第一号。

〈84〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第一号。

〈85〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第二号。

〈86〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第三号。

〈87〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第四号。

〈88〉「工商市場支配地位濫用規定」第一〇条第五号。

〈89〉「反独占法」第一九条第一項。

〈90〉「反独占法」第一九条第二項。

〈91〉「反独占法」第一九条第三項、「反価格独占規定」第一九条第三項、「工商市場支配地位濫用規定」第一二条。「工商市場支配地位濫用規定」第一二条は、市場支配地位の有無の認定に際し考慮される要素に基づき、自己が関連市場内において商品の価格、数量その他の取引条件を統制する能力を有さず、又は他の経営者の関連市場への参入を妨害

し、若しくはそれに影響を及ぼす能力を有しない旨を経営者が証明することができる場合には、当該経営者が市場支配地位を有すると認定しない旨を規定している。

〈92〉「反独占法」第一七条第一項。

〈93〉「反価格独占規定」第一一条第二項。

〈94〉「反独占法」第一七条第一項第二号。

〈95〉「反価格独占規定」第一二条第二項。

〈96〉「反価格独占規定」第一三条第二項。

〈97〉「反価格独占規定」第一三条第二項。

〈98〉「工商市場支配地位濫用規定」第四条。

〈99〉「反価格独占規定」第一四条第一項。

〈100〉「反価格独占規定」第一四条第二項。

〈101〉「反価格独占規定」第一五条。

〈102〉「工商市場支配地位濫用規定」第六条。

〈103〉「工商市場支配地位濫用規定」第七条。

〈104〉「反独占法」第四七条。

〈105〉「反独占法」第五〇条。

〈106〉「反独占法」第二一条。

〈107〉「経営者集中申告に関する指導意見」（商務部反独占局二〇〇九年一月五日発布）、「経営者集中申告文書・資料に関する指導意見」（商務部反独占局二〇〇九年一月五日発布）等がある。

〈108〉「経営者集中に関連する規定の制定・起草過程に関する論稿として、川島富士雄「中国独占禁止法——執行体制・実施規定・具体的事例（中）」（『国際商事法務』三七卷六



号、二〇〇九年、七九〇頁以下）がある。

〔109〕 国務院二〇〇八年八月三日公布、同日施行。

〔110〕 商務部二〇〇九年一月二一日發布、二〇一〇年一月一日施行。

〔111〕 商務部二〇〇九年一月二四日發布、二〇一〇年一月一日施行。

〔112〕 商務部二〇一〇年七月五日發布、同日施行。

〔113〕 「反独占法」第二〇〇条。

〔114〕 「反独占法」第二条。

〔115〕 「經營者集中申告標準規定」第三条第一項。

〔116〕 營業額の計算方法等については、「經營者集中申告弁法」に規定がある。銀行業金融機構、証券会社、保険会社等の營業額の計算方法等については、「金融業經營者集中申告營業額計算弁法」（商務部・中国人民銀行・銀行業監督管理委員会・証券監督管理委員会・保險監督管理委員会二〇〇九年七月一五日發布、發布日から三〇日後より施行）に規定がある。

〔117〕 「反独占法」第二条。

〔118〕 「經營者集中申告指導意見」第一条。

〔119〕 申請者、申請事項、取引の概況、協議しようとする問題等を記載する必要がある（經營者集中申告指導意見）第一条第二号）。

〔120〕 「經營者集中申告指導意見」第一条第三号。

〔121〕 「反独占法」第二三条第一項において、①申告書、②集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明、③集

中合意、④監査済財務会計報告等の提出が求められているほか、「經營者集中申告弁法」、「經營者集中申告指導意見」及び「經營者集中申告文書・資料指導意見」がその詳細について規定を設けている。

〔122〕 「反独占法」第二四條。

〔123〕 「經營者集中申告弁法」第一四條。

〔124〕 「反独占法」第二五條第一項。

〔125〕 「反独占法」第二五條第二項。

〔126〕 「反独占法」第二六條第一項。

〔127〕 「反独占法」第二六條第二項。

〔128〕 「反独占法」第二八條本文。

〔129〕 「反独占法」第二八條ただし書。

〔130〕 「反独占法」第二九條。

〔131〕 「反独占法」第二九條。

〔132〕 「經營者集中審査弁法」第一条第一項。

〔133〕 「經營者集中審査弁法」第一条第二項。

〔134〕 「經營者集中審査弁法」第二条第一文。

〔135〕 「經營者集中審査弁法」第一三條。

〔136〕 「分離実施規定」第三条第一項前段及び第二項前段、第四條第一項及び第三項、第七條第三項、第八條第二項、第一二條等。

〔137〕 「分離実施規定」第九條。

〔138〕 「分離実施規定」第四條乃至第八條。

〔139〕 「反独占法」第四八條。また、經營者集中の実施により、他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任

を負う（「反独占法」第五〇条）。

〈140〉 「反独占法」第五三条第一項。

〈141〉 前掲曹康泰、二二二頁。

〈142〉 「反独占法」第三〇条。

〈143〉 商務部公告二〇〇九年第二二二号（コカコーラによる匯  
源果汁の買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200903/  
20090306108494.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200903/20090306108494.html)

〈144〉 ① 商務部公告二〇〇八年第九五号（InBev N.V./S.A.に  
よる Anheuser-Busch Companies Inc. の買収）<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200811/20081105899216.html>

② 商務部公告二〇〇九年第二八号（三菱レイヨンによる  
Lucite の買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200904/  
20090406198805.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200904/20090406198805.html)

③ 商務部公告二〇〇九年第七六号（GMによる Delphi  
の買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200909/2009  
0906540211.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200909/20090906540211.html)

④ 商務部公告二〇〇九年第七七号（Pfizer Inc.による  
Wyeth の買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/2009  
09/20090906541443.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200909/20090906541443.html)

⑤ 商務部公告二〇〇九年第八二号（パナソニックによる  
三洋電機の買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/2009  
10/20091006593175.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/200910/20091006593175.html)

⑥ 商務部公告二〇一〇年第五三三号（ノバルティスによる  
アルロンの買収）[http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/2010  
08/20100807080639.html](http://fdj.mofcom.gov.cn/article/zxxx/201008/20100807080639.html)

※その後、二〇一一年六月に商務部公告二〇一一年第三三  
号（ワラルカリによるシルビニトの吸収合併）が公表さ  
れ、[http://www.mofcom.gov.cn/article/b/201106/  
20110607583481.html](http://www.mofcom.gov.cn/article/b/201106/20110607583481.html)

〈145〉 これらの経営者集中に関する具体的事例に関する記述  
を含む論稿として、川島富士雄「中国独占禁止法——執行  
体制・実施規定・具体的事例（下）」『国際商事法務』三  
七巻七号、二〇〇九年、九四七頁以下）、前掲藤本等があ  
る。

〈146〉 <http://finance.people.com.cn/GB/13662123.html>（人民日  
報）

〈147〉 「反独占法」第八条。

〈148〉 行政権力の濫用による競争の排除又は制限に関して  
は、①「行政権力の濫用による競争の排除又は制限行為の  
制止に係る工商行政管理機関の手續規定」（国家工商行政  
管理総局二〇〇九年五月二六日発布、同年七月一日施行）  
（以下「工商行政独占手續規定」という。）及び②「行政権  
力の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に係る工商  
行政管理機関の規定」（国家工商行政管理総局二〇一〇年  
二月三十一日発布、二〇一〇年二月一日施行）（以下「工  
商行政独占規定」という。）が制定されている。

〈149〉 「反独占法」施行以前から、「反不正競争法」第七条及  
び「市場経済活動における地区封鎖実行の禁止に関する規  
定」（國務院二〇〇一年四月二一日公布、同日施行）第四  
条、第五条等に、関連する規定が設けられている。

